事業者の皆様へ

土壌汚染対策法に基づく土地の形質の変更等に係る主な届出等について

《2025年8月更新》

大津市環境部環境政策課

土壌汚染対策法に係る土地の形質の変更等に関する届出や規制等についての問い合わせ先

大津市環境部環境政策課
〒520-8575　大津市御陵町３－１
TEL　０７７－５２８－２７３５
FAX　０７７－５２２－１０９７
E-MAIL　otsu1121@city.otsu.lg.jp

土壌汚染対策法は、土壌汚染の状況の把握に関する措置及びその汚染による人の健康被害の防止に関する措置について定めており、平成１４年に施行されました。同法は、土壌汚染による被害防止、適切なリスク管理の推進などを図るために平成２２年、平成３０年及び平成３１年に改正されてきました。

同法では、土地所有者や事業者等に対して土壌汚染状況調査や土地の形質変更の届出などが義務づけています。

この冊子では、これらの概要について記述しています。なお、詳細については担当課まで直接お尋ね下さい。

目　次

１　土壌汚染対策法について

（１）土壌汚染対策法の概要　・・・・・・・・・・・・・・・・　１

（２）土地の形質変更等に係る主な届出一覧　・・・・・・・・・・・・・・・・　２

（３）土壌の環境基準について　・・・・・・・・・・・・・・・・　３

２　法第３条及び第４条に係る主な届出の作成手引き

（１）土壌汚染状況調査報告書（法第３条第１項）　・・・・・・・・・・・・・・・・　４

（２）土壌汚染対策法第３条第１項ただし書の確認申請書　・・・・・・・・・・・・　６

（３）一定の規模以上の土地の形質の変更届出書（法第３条第７項、法第４条第１項）　・・・・・・・・・・・・・・・・　８

（４）土壌汚染状況調査報告書（法第３条第８項、法第４条第２項又は第３項）　・・・・・・・・・・・・・・・・　１０

！注意！

行政書士でない者が、他人の依頼を受け報酬を得て、官公署に提出する書類の作成を行うことは、法律に別段の定めがある場合を除き、行政書士法違反となりますので、ご注意ください。

１　土壌汚染対策法について

（１）土壌汚染対策法の概要

土壌汚染対策法は、土壌汚染の状況の把握に関する措置及びその汚染による人の健康被害の防止に関する措置を定め、土壌汚染対策の実施を図ることを目的とした法律です。

土壌汚染の状況を把握するため、土壌汚染についての調査を実施する契機が定められていますので、該当する状況である土地については必要な手続を実施してください。

調査

【調査の契機】

① 水質汚濁防止法における有害物質使用特定施設の使用を廃止したとき（法第３条）

・操業をつづける場合は、一時的に調査の免除を受けることが可能（法第３条第１項ただし書）

・一時的に調査の免除を受けた土地で、$900m^2$ 以上の土地の形質の変更を行う際には届出を行い、市の命令を受けて土壌汚染状況調査を行う（法第３条第７項、８項）

② 一定規模以上の土地の形質の変更の届出の際に土壌汚染のおそれがあると認められるとき（法第４条）

・$3000m^2$ 以上の土地の形質の変更又は現に有害物質使用特定施設が設置されている土地では $900m^2$ 以上の土地の形質の変更を行う場合の届出

・上記届出の前に調査を行い、届出の際に併せて調査結果を提出することも可能（法第４条第２項）

③ 土壌汚染により健康被害が生ずるおそれがあると認められるとき（法第５条）

【土壌汚染状況調査】

土地の所有者等が指定調査機関に調査を行わせ、結果を市に報告

※自主調査において土壌汚染が判明した場合に市に区域の指定を申請することができます（法第１４条）

土壌の汚染状態が基準を超過した場合、
以下のいずれかの区域に指定されます。

区域の指定等

○要措置区域（法第６条）

汚染の摂取経路があり、健康被害が生ずるおそれがあるため、汚染の除去等の措置が必要な区域

・汚染除去等計画を作成し、計画に従った措置を実施し報告する必要がある（法第７条）

・土地の形質の変更の原則禁止（法第９条）

○形質変更時要届出区域（法第１１条）

汚染の摂取経路がなく、健康被害が生ずるおそれがないため、汚染の除去等の措置が不要な区域

・土地の形質の変更をしようとする際は、事前に市へ届出する必要がある（法第１２条）

汚染の除去が行われた場合には、区域の指定が解除されます

汚染土壌の搬出に関する規制

○要措置区域及び形質変更時要届出区域内の土壌の搬出の規制（法第１６条、１７条）

（事前届出、計画の変更命令、運搬基準の遵守）

○汚染土壌に係る管理票の交付及び保存の義務（法第２０条）

○汚染土壌の処理業の許可制度（法第２２条）

（２）土地の形質変更等に係る主な届出一覧

行為等	必要な届出	届出期限
水質汚濁防止法に規定する有害物質使用特定施設が廃止され、土地の用途を工場等以外に変更する場合	**土壌汚染状況調査結果報告書** （法第３条第１項）	調査の義務が発生した日から起算して１２０日以内
予定される当該土地の利用方法から人の健康に係る被害が生ずるおそれがない旨の市の確認を受けたい場合	**土壌汚染対策法第３条第１項ただし書の確認申請書** （法第３条第１項）	調査の義務が発生した日から起算して１２０日以内
一定規模以上の土地の形質を変更する場合 ・法第３条第１項ただし書の確認を受けた土地：900m^{2}以上	**一定の規模以上の土地の形質の変更届出書** （法第３条第７項）	目安として形質の変更に着手する３０日前まで
一定規模以上の土地の形質を変更する場合 ・有害物質使用特定施設が設置されている土地：900m^{2}以上 ・その他の土地：3,000m^{2}以上	**一定の規模以上の土地の形質の変更届出書** （法第4条第１項）	形質の変更に着手する３０日前まで
命令に係る調査等の結果を報告する場合	**土壌汚染状況調査結果報告書** （法第３条第8項、法第4条第2項又は第3項）	調査の義務が発生した日から起算して１２０日以内
自主調査において土壌汚染が判明した場合	**指定の申請書** （法第１４条）	随時
法第３条第１項又は第８項に基づき調査を行う場合において、基準に適合していないおそれがある特定有害物質の種類について市に通知を求める場合	**特定有害物質の種類の通知申請書** （規則第３条第１項）	調査の義務が発生した日から起算して１２０日以内
法第３条第１項ただし書の確認を受けた土地の利用方法が変更される場合	**土地利用方法変更届出書** （法第３条第５項）	変更される前
法第３条第１項ただし書の確認を受けた土地の所有者等の地位を承継した場合	**承継届出書** （規則第１６条第５項）	事実の発生後速やかに
要措置区域等に指定の土地において、汚染除去等の計画を提出する場合	**汚染除去等計画書** （法第７条第１項又は第３項）	（定めなし）
除去等に係る措置を実施し、完了を報告する場合	**工事完了報告書** （法第７条第９項）	（定めなし）
除去等に係る全ての措置を実施し、完了を報告する場合	**実施措置完了報告書** （法第７条第９項）	（定めなし）
形質変更時要届出区域内において、土地の形質の変更する場合	**形質変更時要届出区域内における土地の形質の変更届出書** （法第１２条第１項、第２項又は第３項）	形質の変更に着手する１４日前まで

（３）土壌の環境基準について

土壌由来により人の健康被害を生ずるおそれがある物質について、土壌に係る環境基準が定められています。

環境基準には、２６種類の物質が定められており、化学的性質、土壌中での挙動、健康被害の発生経路等が異なることから３種類に分類されています。

有害物質の種類		土壌溶出量基準	土壌含有量基準
揮発性有機化合物（１２物質）	クロロエチレン	0.002ｍｇ/Ｌ以下	
	四塩化炭素	0.002ｍｇ/Ｌ以下	
	1,2-ジクロロエタン	0.004ｍｇ/Ｌ以下	
	1,1-ジクロロエチレン	0.1 ｍｇ/Ｌ以下	
	1,2-ジクロロエチレン	0.04 ｍｇ/Ｌ以下	
	1,3-ジクロロプロペン	0.002ｍｇ/Ｌ以下	
	ジクロロメタン	0.02 ｍｇ/Ｌ以下	
	テトラクロロエチレン	0.01 ｍｇ/Ｌ以下	
	1,1,1-トリクロロエタン	1 ｍｇ/Ｌ以下	
	1,1,2-トリクロロエタン	0.006ｍｇ/Ｌ以下	
	トリクロロエチレン	0.03 ｍｇ/Ｌ以下	
	ベンゼン	0.01 ｍｇ/Ｌ以下	
重金属等（９物質）	カドミウム及びその化合物	0.01 ｍｇ/Ｌ以下	150ｍｇ/ｋｇ以下
	六価クロム	0.05 ｍｇ/Ｌ以下	250ｍｇ/ｋｇ以下
	シアン化合物	検出されないこと	（遊離シアン） 50ｍｇ/ｋｇ以下
	水銀及びその化合物	（総水銀） 0.0005ｍｇ/Ｌ以下 （アルキル水銀） 検出されないこと	15ｍｇ/ｋｇ以下
	セレン及びその化合物	0.01 ｍｇ/Ｌ以下	150ｍｇ/ｋｇ以下
	鉛及びその化合物	0.01 ｍｇ/Ｌ以下	150ｍｇ/ｋｇ以下
	砒素及びその化合物	0.01 ｍｇ/Ｌ以下	150ｍｇ/ｋｇ以下
	ふっ素及びその化合物	0.8 ｍｇ/Ｌ以下	4,000ｍｇ/ｋｇ以下
	ほう素及びその化合物	1 ｍｇ/Ｌ以下	4,000ｍｇ/ｋｇ以下
農薬・ＰＣＢ等（５物質）	シマジン	0.003ｍｇ/Ｌ以下	
	チオベンカルブ	0.02 ｍｇ/Ｌ以下	
	チウラム	0.006ｍｇ/Ｌ以下	
	PCB	検出されないこと	
	有機りん化合物	検出されないこと	

２　法第３条及び第４条に係る主な届出の作成手引き

（１）土壌汚染状況調査報告書（法第３条第１項）

報告の対象となる土地

水質汚濁防止法に規定される有害物質使用特定施設の使用が廃止された工場又は事業場の敷地であった土地

報告の義務者

有害物質使用特定施設の廃止された時点の**土地の所有者等**

※土地の所有者が特定施設の設置者と異なる場合は、市から土地の所有者に施設が廃止された旨などを通知（有害物質使用特定施設使用廃止通知書）します。

報告期限

義務の生じた日から起算して120日以内

・土地の所有者と特定施設の設置者が同一である場合

→　有害物質使用特定施設の使用廃止日から起算して120日以内

・土地の所有者と特定施設の設置者が異なる場合

→　土地の所有者が有害物質使用特定施設使用廃止通知書を受け取った日から起算して１20日以内

※期限以内に報告ができない特別の事情がある場合、「土壌汚染状況調査結果報告書期限延長申請書」を市に提出し、認められた場合は報告期限を延長することができます。

※土地の利用状況について一定の条件を満たす場合、その状態が継続する間は調査実施の一時的な猶予が受けられます。この場合、「土壌汚染対策法第３条第１項ただし書の確認申請書」を提出し、市の確認を受ける必要があります。

提出書類一覧

報告書

・土壌汚染状況調査結果報告書（様式第一）

添付書類

・調査結果を示す書類一式（地歴調査、分析結果、濃度計量証明書、調査概況写真等）
・周辺地図
・調査対象地を示す資料（住居表示、地番、敷地面積、調査対象物質、公図等）

記載事例

様式第一（第一条第二項関係）

土壌汚染状況調査結果報告書

〇　年　〇　月　　〇　日

大津市長

報告者は、土地の所有者等です。

報告者　〇〇県〇〇市〇〇
《　代表者の氏名　》

地番表示は、全ての地番を記入してください。

土壌汚染対策法第３条第１項本文の規定による調査を行ったので、同項の規定により、次のとおり報告します。

工場又は事業場の名称		**Ａ株式会社　大津事業所**
工場又は事業場の敷地であった土地の所在地		**＜住居表示＞大津市〇〇町〇番〇号** **＜地番表示＞大津市〇〇町〇番〇号、●番●号**
使用が廃止された有害物質使用特定施設		
	施設の種類	**65　酸又はアルカリによる表面処理施設**
	施設の設置場所	**〇〇棟１階　△室**
	廃止年月日	**〇年〇月〇日**
土壌溶出量基準又は土壌含有量基準に適合していないおそれがある特定有害物質の種類		
土壌汚染状況調査の結果		**鉛及びその化合物　溶出基準超過（最大〇mg/L）** **詳細は別紙のとおり**
分析を行った計量法第107条の登録を受けた者の氏名又は名称		**〇〇株式会社** **（計量証明事業　滋賀県　登録番号　〇〇）**
土壌汚染状況調査を行った指定調査機関の氏名又は名称		**〇〇株式会社** **（環境省　指定番号　〇〇）**
土壌汚染状況調査に従事した者を監督した技術管理者の氏名及び技術管理者証の交付番号		**〇〇（技術管理者証交付番号　〇〇）**

水質汚濁防止法の届出内容に準じて記載してください。

対象物質が多い場合は､｢別紙のとおり｣とし、別紙を添付してください。

（２）土壌汚染対策法第３条第１項ただし書の確認申請書

申請の対象となる土地

水質汚濁防止法に規定される有害物質使用特定施設の廃止に伴って土壌汚染状況調査の義務が生じたが、対象地が引き続き工場又は事業場の用途に供される土地

申請者

有害物質使用特定施設の廃止された時点の土地の所有者等

報告期限

義務の生じた日から起算して120日以内

提出書類一覧

申請書

・土壌汚染対策法第３条第１項ただし書の確認申請書（様式第三）

添付書類

・工場又は事業場の敷地であった土地の場所を明らかにした図面
・確認を受けようとする土地の場所を明らかにした図面

記載事例

様式第三（第十六条第一項関係）

土壌汚染対策法第３条第１項ただし書の確認申請書

〇 年　〇 月　〇 日

大津市長

申請者　〇〇県〇〇市〇〇
《　代表者の氏名　》

> 地番表示は、全ての地番を記入してください。

土壌汚染対策法第３条第１項ただし書の規定による確認を受けたいので、次のとおり申請します。

工場又は事業場の名称		Ａ株式会社　大津事業所
工場又は事業場の敷地であった土地の所在地		＜住居表示＞大津市〇〇町〇番〇号 ＜地番表示＞大津市〇〇町〇番〇号、●番●号
使用が廃止された有害物質使用特定施設		
	施設の種類	65　酸又はアルカリによる表面処理施設
	施設の設置場所	〇〇棟１階　△室
	廃止年月日	〇年〇月〇日
	製造、使用又は処理されていた特定有害物質の種類	
確認を受けようとする土地の場所		大津市〇〇町〇－〇
確認を受けようとする土地について予定されている利用の方法		引き続き、事業所として使用する。

> 水質汚濁防止法の届出内容に準じて記載してください。

> 対象物質が多い場合は、「別紙のとおり」とし、別紙を添付してください。

（３）一定の規模以上の土地の形質の変更届出書（法第３条第７項、法第４条第１項）

届出の対象となる行為

1）法第３条第１項ただし書の確認を受けた土地において、900m^{2}以上の土地の形質の変更を行う行為（法第３条第７項）

2）土地の形質の変更であって、その部分の面積の合計が3,000m^{2}以上となる行為（法第４条第１項）

※ただし、現に有害物質使用特定施設が設置されている等の工場又は事業場の敷地については900m^{2}以上が対象です。

届出の義務者

1）（法第３条第７項に基づく届出）土地の所有者等が対象

2）（法第４条第１項に基づく届出）土地の形質の変更をしようとする者が対象

届出の期限

１）目安として土地の形質の変更に着手する30日前まで

２）土地の形質の変更に着手する30日前まで

届出書類一覧

届出書

・一定の規模以上の土地の形質の変更届出書（様式第６）

添付書類

・土地の形質の変更の場所に関する地番、土地所有者を確認できる書類（土地の登記事項証明書及び公図等）

・土地の形質の変更の場所を明らかにした図面（切土、盛土を区別して示した平面図、立面図、断面図）

・周辺地図

・（届出者が土地の所有者等でない場合）同意書

・当該土地の利用履歴がわかるもの（形式自由）

★届出の対象とならない行為★

1.以下のいずれにも該当しない行為

イ：土壌を当該土地の形質の変更の対象となる土地の区域外へ搬出すること

ロ：土壌の飛散又は流出を伴う土地の形質の変更を行うこと

ハ：土地の形質の変更に係る部分の深さが５０ｃm以上であること

2.農業を営むために通常行われている行為であって、1のイに該当しないもの

3.林業の用に供する作業路網の整備であって、1のイに該当しないもの

4.鉱山関係の土地において行われる土地の形質の変更

5.非常災害のために必要な応急措置として行う行為

法第４条第２項に基づく調査結果の提出

法第４条第１項の届出の際、併せて同条第２項に基づく調査結果報告書を提出することができます。調査報告書については、（４）土壌汚染状況調査報告書（法第３条８項、法第４条第２項又は第３項）を参照ください。

記載事例

様式第六（第二十一条の二第一項、第二十三条第一項関係）

一定の規模以上の土地の形質の変更届出書

○ 年　○ 月　○ 日

大津市長

届出者　**○○県○○市○○**
《 代表者の氏名 》

地番表示は、全ての地番を記入してください。

土壌汚染対策法第３条第７項／第４条第１項の規定により、一定の規模以上の土地の形質の変更について、次のとおり届け出ます。

土地の形質の変更の対象となる土地の所在地		**＜住居表示＞大津市○○町○番○号** **＜地番表示＞大津市○○町○番○号、●番●号**
土地の形質の変更の場所		**大津市○○町○番○号、●番●号の一部** **又は　別紙のとおり** 添付図面にその位置を明示してください。
土地の形質の変更の対象となる土地の面積及び当該土地の形質の変更に係る部分の深さ		**○○m^2** **（切土：△m^2、盛土：□m^2）**
土地の形質の変更の着手予定日		**○年○月○日** 届出日から３０日以降
法第３条第１項のただし書の確認を受けた土地において法第３条第７項の規定による土地の形質の変更をする場合	工場又は事業場の名称	該当する事業場等があれば、記入してください。該当しない土地であれば、“－”を記入してください。
	工場又は事業場の敷地であった土地の所在地	
現に有害物質使用特定施設等が設置されている工場又は事業場の敷地において法第４条第１項の規定による土地の形質の変更をする場合	有害物質使用特定施設が設置されている工場又は事業場の名称	
	有害物質使用特定施設の種類	
	有害物質使用特定施設の設置場所	
	特定有害物質の種類	

（４）土壌汚染状況調査報告書（法第３条第８項、法第４条第２項又は第３項）

報告の契機

１）　法第３条第７項又は法第４条第１項に規定される形質変更届出書において、土壌汚染状況調査に係る調査命令が発せられた場合

２）　法第４条第１項の届出を行おうとするものが、土地の所有者等の同意を得て、あらかじめ調査を行って、法第４条第１項の届出に併せて調査結果を提出する場合

報告の義務者

1）（法第３条第８項に基づく届出）土地の所有者等

2）（法第４条第２項又は第３項に基づく届出）土地の形質の変更をしようとする者

報告期限

義務の生じた日から起算して120日以内

※期限以内に報告ができない特別の事情がある場合、「土壌汚染状況調査結果報告書期限延長申請書」を市に提出し、認められた場合は報告期限を延長することができます。

※土地の利用状況について一定の条件を満たす場合、その状態が継続する間は調査実施お一時的な猶予が受けられます。この場合、「土壌汚染対策法第３条第１項ただし書の確認申請書」を提出し、確認を受ける必要があります。

提出書類一覧

報告書

・土壌汚染状況調査結果報告書（様式第七）

添付書類

・調査結果を示す書類一式（地歴調査、分析結果、濃度計量証明書、調査概況写真等）
・周辺地図
・調査対象地を示す資料（住居表示、地番、敷地面積、調査対象物質、公図等）

記載事例

様式第七（第二十一条の六第一項、第二十五条の三第一項、第二十七条の二第一項関係）

土壌汚染状況調査結果報告書

○ 年　○ 月　○ 日

大津市長

報告者　**○○県○○市○○**

《 代表者の氏名 》

土壌汚染対策法 第３条第８項の命令に係る調査／第４条第２項の　調　査／第４条第３項の命令に係る調査 を行ったので、同項の規定により、次のとおり報告します。

法第３条第８項又は第４条第３項の命令を受けた年月日	○年○月○日
土壌汚染状況調査を行った場所	**大津市○○町○番○号、●番●号の一部** **又は　別紙のとおり**
最大形質変更深さより１メートルを超える深さの位置について試料採取等の対象としなかった場合はその旨、当該試料採取等の対象としなかった深さの位置及び特定有害物質の種類	
土壌溶出量基準又は土壌含有量基準に適合していないおそれがある特定有害物質の種類	
土壌汚染状況調査の結果	**鉛及びその化合物　溶出基準超過（最大○mg/L）** **詳細は別紙のとおり**
分析を行った計量法第107条の登録を受けた者の氏名又は名称	**○○株式会社** **（計量証明事業　滋賀県　登録番号　○○）**
土壌汚染状況調査を行った指定調査機関の氏名又は名称	**○○株式会社** **（環境省　指定番号　○○）**
土壌汚染状況調査に従事した者を監督した技術管理者の氏名及び技術管理者証の交付番号	**○○（技術管理者証交付番号　○○）**
法第４条第２項の報告において土地の形質の変更をしようとする者が土地の所有者等でない場合にあっては、土地の所有者等の氏名又は名称	

添付図面にその位置を明示してください。

調査命令又は調査を実施した物質の種類を記入してください。
対象物質が多い場合は、「別紙のとおり」とし、別紙を添付してください。